

明色(五)年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊) 第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

官報

編集・印刷 独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(農林水産八七)

(告 示)

- 市の境界変更の件(総務六二四、六二五)
- 指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件(同六二六、六二七)
- 日本国に帰化を許可する件(法務五四五)
- 標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書へのウズベキスタン共和国の加入に関する件(外務六三一)
- 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約へのモルディブ共和国の加入に関する件(同六三二)
- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約へのアンゴラ共和国の加入に関する件(同六三三)

○学校教育法施行規則第六十九条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示(文部科学一四四)

○タイ王国産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種及びブラッド種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件(農林水産一六一三)

○生糸の輸入に係る調整等に関する法律第十条第二項の規定に基づき、農林水産大臣が定める額を定めた件(同六一四)

○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件(同六一五)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の認定に関する業務を行う事業所の所在地の変更の届出があった件(同六一六)

○保安林の指定をする件(同六一七～一六一九)

○保安林の指定を解除する件(同一二〇～一六三〇)

○保安林の指定施設要件を変更する件(同六一三～一六三四)

○電気事業法第五十条の二第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録をした件(経済産業三三九)

○運輸審議会から答申があった件(国土交通一四〇六)

○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件(同一四〇七)

○航路標識に関する件(海上保安庁三〇六、三〇七)

○水路測量の実施に関する件(同三〇八)

○建築基準法に基づく指定確認検査機関の事務所の所在地を変更する件(近畿地方整備局一六七)

(国会事項)

(人事異動)

内閣府 財務省 岐阜県

(官庁報告)

官庁事項

紛失された外交官等身分証明書の無効について(外務省)

一般船舶保障契約証明書の無効について(関東運輸局、中国同)

労働

最低賃金の改正決定に関する公示(宮崎労働局最低賃金公示四)

(資料)

閣議決定等事項

四半期別GDP速報(一次速報)(平成十八年七～九月期)(内閣府)

(地方自治事項)

(公 告)

諸事項

官庁

押収物還付、建設業の営業の停止命令関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係、特殊法人等

厚生年金基金清算終了・清算人退任、企業年金基金変更関係

会社その他

省 令

○農林水産省令第八十七号
植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)
第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成十八年十一月二十八日

農林水産大臣 松岡 利勝

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第
七十三号)の一部を次のように改正する。
別表二の付表第十七中「ピムセンダン種」の下
に「マハチャノ種」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○総務省告示第六百二十四号

市の境界変更
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、茨城県龍ヶ崎市の牛久
市との境界を次のとおり変更する旨、茨城県知事
から届出があつたので、同条第七項の規定に基づ
き、告示する。

右の処分は、平成十八年十一月二十日からその
効力を生ずるものとする。

平成十八年十一月二十八日

総務大臣 菅 義偉

龍ヶ崎市に編入する区域

牛久市奥原町字下田川端一の一、一の一、二の
一、三、四の一、五の一及びこれらの区域に隣接
介在する水路である公有地の全部並びに牛久市島
田町字大木五四〇の一、五四〇の二及びこれら
の区域に隣接する水路である固有地の全部
○総務省告示第六百二十五号

市 界 界 変 更

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、茨城県龍ヶ崎市の稲敷
市との境界を次のとおり変更する旨、茨城県知事
から届出があつたので、同条第七項の規定に基づ
き、告示する。

右の処分は、平成十八年十二月二十日からその
効力を生ずるものとする。

平成十八年十一月二十八日

総務大臣 菅 義偉

龍ヶ崎市に編入する区域

稲敷市上君山字中沼一五一四の一、一五一四の
三、一五一五の一、一五一五の二及びこれらの区
域に隣接する水路である公有地の一部
○総務省告示第六百二十六号

統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条
第二項の規定に基づき、指定統計を作成するため
に集められた調査票の使用を承認したので、統計
法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)第八条
の規定に基づき、次のように告示する。

平成十八年十一月二十八日

総務大臣 菅 義偉

指定統計の名称 埋蔵鉱産統計
調査票の使用目的 経済産業省が、資源の合理的
で適正な開発に資するため基礎資料として四
国地域における鉱山の埋蔵鉱産を把握するた
め、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県に係る
平成十六年度の埋蔵鉱産統計調査票により作成
された集計表から所要の事項を閲覧し、転写し、
及び集計する。

調査票の使用目的 経済産業省四国経済産業
局資源エネルギー環境部鉱産課の埋蔵鉱産統計
調査担当職員

○総務省告示第六百二十七号

統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条
第二項の規定に基づき、指定統計を作成するため
に集められた調査票の使用を承認したので、統計
法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)第六条
の規定に基づき、次のように告示する。

平成十八年十一月二十八日

総務大臣 菅 義偉

指定統計の名称 学校保健統計

調査票の使用目的 山形県が、児童及び生徒の生
活習慣病に対する予防策を立案するための基礎
資料として、同県に係る平成十三年度から平成
十七年度までの各年度分の学校保健統計調査の
発行状態調査票(小学校)、発行状態調査票(中
学)及び中等教育学校(前期課程)の発行状態
調査票(全国)及び中等教育学校(後期課程)
及び発行状態調査票(幼稚園)のすべてを電子的
記録媒体に転写し、から所要の事項を転写し、
集計する。

調査票の使用目的 文部科学省大臣官房政策
課情報化推進室の電子計算機担当職員及び生涯
学習政策推進企画課専門調査係の担当職員並び
び山形県総務部改革推進室統計企画課生涯統
計班の担当職員

○法務省告示第五百四十五号

左記の者の申請に係る日本国籍に帰化の年は、こ
れを許可する。

平成十八年十一月二十八日

法務大臣 豊後 兼親

- 住所 東京都台東区根岸2丁目18番19号
池澤 昭和30年4月24日生
住所 東京都板橋区坂下2丁目10番2-308号
モハツト、ナジメ 昭和36年6月22日生
住所 千葉県君津市南久保3丁目1番14号
白藤子 昭和44年1月10日生
住所 昭和62年7月28日生
年 昭和62年7月28日生
住所 岐阜県瑞穂市寺河戸町2番地5
林 昭和42年9月27日生
住所 東京都杉並区上高井戸3丁目10番6-404号
イヌビル、ラーグナ 昭和45年9月4日生
イヌビル、エブル 昭和49年5月27日生
住所 愛知県高浜市呉竹町2丁目7番地1
金起 昭和53年5月2日生
住所 東京都板橋区成増5丁目12番18-206号
ホヱリオ、ジュン、ミズノ 昭和46年2月19日生
住所 大阪府西成区西本町2丁目1番36号
徐文 昭和41年6月19日生
住所 大阪府東大阪市高井田西5丁目3番13-806号
張可 昭和49年2月15日生
住所 神戸市須磨区一ノ谷町4丁目1番17号
林 昭和45年9月15日生
住所 東京都練馬区関町北4丁目1番6-406号
水ノ、チガマチ 昭和49年2月6日生
住所 京都市左京区藤野院登リ内町55番地1
柳美田紀 昭和50年5月4日生
住所 兵庫県西宮市西宮浜4丁目12番4-507号
陸徳博 昭和44年12月29日生
住所 茨城県土浦市谷区天正町2丁目42番地2
藤教博 昭和52年10月18日生
住所 千葉県松戸市松戸595番地
王 昭和39年4月24日生
妻 昭和39年7月21日生
住所 千葉県津市川市會合1丁目2番5号
周 昭和42年1月2日生
由 昭和42年1月16日生
住所 東京都江東区北砂7丁目9番1号
チビタ、ラトウ、タウワ 昭和57年12月16日生
住所 東京都文京区湯島3丁目36番8号
チノ、ウナン 昭和29年12月14日生
ヒエノ、カイ 昭和61年5月22日生

- 住所 大分市大字東上野2052番地5
坂 昭和25年12月30日生
住所 昭和27年2月26日生
住所 千葉県美浜区幸町1丁目9番3-504号
坂 昭和54年7月3日生
住所 千葉県美浜区幸町1丁目9番3-504号
金永 昭和47年6月12日生
住所 昭和54年6月23日生
住所 東京都豊島区南大塚2丁目31番11号
桂 昭和53年8月18日生
住所 新潟県南魚沼市塩沢266番地2
由 昭和52年10月2日生
住所 長野県伊那市西質輪7004番地
ジナリソ、ラルガ、タカノ 昭和54年10月22日生
住所 東京都新宿区新宿2丁目3番16-610号
藤 昭和49年1月8日生
住所 東京都杉並区南荻窪4丁目26番1-907号
妻 昭和56年12月4日生
住所 東京都新宿区西八町1丁目24番13号
王 昭和46年3月30日生
住所 沖縄県うるま市赤道578番地39
韓 昭和49年9月24日生
住所 茨城県龍ヶ崎市民台5丁目4番地7
走 昭和46年4月1日生
住所 福島県会津若松市東山町大字石山字天草
218番地
李 昭和42年4月22日生
趙 昭和22年7月16日生
住所 横浜市港南区野庭町633番地
金 昭和48年11月10日生
住所 東京都江戸川区東葛西6丁目9番1号
金 昭和55年8月16日生
住所 大阪府大東市緑が丘2丁目4番31号
王 昭和55年2月27日生
住所 兵庫県尼崎市建家町121番地
妻 昭和33年4月18日生
住所 京都市伏見区向島藤町104番地8
于 昭和51年6月27日生
王 昭和53年8月9日生
住所 京都府城陽市枇杷庄知原87番地16
安 昭和50年8月9日生
住所 東京都国分寺市本多3丁目1番7号
劉 昭和49年1月23日生
劉 昭和52年3月26日生
住所 山梨県韮崎市藤井町北下條120番地1
王 昭和43年2月11日生
孫 昭和47年7月4日生
王 昭和6年5月4日生

18消安第8711号
平成18年11月28日

横浜植物防疫所長 殿

消費・安全局長

「タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」の一部改正
について

今般、平成18年11月28日農林水産省告示第1613号（タイ王国産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件）の施行に伴い、「タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」を別紙のとおり一部改正したので、お知らせする。

については、本件の取扱いについて了知の上、配慮をお願いする。

タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和62年2月20日 62農蚕第842号農蚕園芸局長通知）
一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 改 正 後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第17のタイ王国産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種、<u>マハチャノ種</u>及びラッド種のマンゴウの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第82号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 検査及び消毒の実施の確認</p> <p>(1)消毒の実施の確認</p> <p>告示5の(3)の消毒の実施の確認は、次により、原則として、タイ王国植物防疫機関と共同して行うものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャノ種</u>及びラッド種のマンゴウの生果実については、蒸熱処理施設において、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心温度が一定の上昇率で43度まで上がり、引き続き飽和蒸気により当該中心温度が47度に達した後その温度以上で20分間保持されたこと、生果実の中心温度測定点が正確であったこと等を確認すること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>6～8 [略]</p> | <p>タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第17のタイ王国産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第82号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 検査及び消毒の実施の確認</p> <p>(1)消毒の実施の確認</p> <p>告示5の(3)の消毒の実施の確認は、次により、原則として、タイ王国植物防疫機関と共同して行うものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>ナンドクマイ種、ピムセンダン種</u>及びラッド種のマンゴウの生果実については、蒸熱処理施設において、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心温度が一定の上昇率で43度まで上がり、引き続き飽和蒸気により当該中心温度が47度に達した後その温度以上で20分間保持されたこと、生果実の中心温度測定点が正確であったこと等を確認すること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>6～8 [略]</p> |